

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年7月1日
【会社名】	エスビー食品株式会社
【英訳名】	S & B FOODS INC .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池村 和也
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町18番6号
【電話番号】	(03) 3668 - 0551 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理サポートグループ法務・ガバナンス室 マネージャー 釜崎 真介
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋兜町18番6号
【電話番号】	(03) 3668 - 0551 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理サポートグループ法務・ガバナンス室 マネージャー 釜崎 真介
【縦覧に供する場所】	エスビー食品株式会社 板橋スパイスセンター (東京都板橋区宮本町38番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年6月27日開催の当社第111期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴う変更を行う。

事業目的を追加する。

重複する内容を削除する。

業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能にする変更を行う。

役付取締役に関する表記の追加、ならびに上記の各変更に伴う所要の変更を行う。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、池村和也、田口裕司、小島和彦、加治正人、横井実、大嶽佐由美、瀧野敏子、山崎崇弘の8氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、西邨正敏、葛山康典、松家元、鶴高利行の4氏を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を月額30百万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとする。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を月額10百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	96,598	182	0	(注)1	可決(92.53%)
第2号議案				(注)2	
池村 和也	91,886	4,894	0		可決(88.01%)
田口 裕司	92,194	4,586	0		可決(88.31%)
小島 和彦	92,185	4,595	0		可決(88.30%)
加治 正人	92,187	4,593	0		可決(88.30%)
横井 実	92,192	4,588	0		可決(88.31%)
大嶽 佐由美	92,154	4,626	0		可決(88.27%)
瀧野 敏子	92,112	4,668	0		可決(88.23%)
山崎 崇弘	94,531	2,249	0		可決(90.55%)
第3号議案				(注)2	
西邨 正敏	96,575	205	0		可決(92.50%)
葛山 康典	93,742	3,038	0		可決(89.79%)
松家 元	96,407	373	0		可決(92.34%)
鶴高 利行	96,414	366	0		可決(92.35%)
第4号議案	96,399	367	14	(注)3	可決(92.34%)
第5号議案	96,393	374	14	(注)3	可決(92.33%)

- (注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
4. 賛成の割合の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数104,400個(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対して、賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上